

仮運転免許及び運転免許の受験資格（年齢要件）の変更について

改正道路交通法の施行に伴い、令和8年4月1日から、準中型免許・普通免許の仮免許を取得できる年齢と、準中型免許・普通免許の運転免許試験を受けることができる年齢がそれぞれ「17歳6か月」に引き下げられます。

免許種別・手続		改正前 (令和8年3月31日まで)	改正後 (令和8年4月1日から)
普通仮免許 準中型仮免許	受験	18歳	17歳6か月
	取得		
普通免許 準中型免許	受験		18歳(※)
	取得		

※ 本免許取得年齢に変更はありません（試験に合格しても18歳になるまでは運転免許証の交付やマイナンバーカードへの免許情報の記録を受けることはできませんので、誕生日以降に再度、申請をしていただく必要があります。）。



◎ 教習所等への入所可能年齢については、各教習所等へ直接お問い合わせください。

京都府警察本部運転免許試験課

